

檀原市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止について

檀原市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

提出者 檀原市議会議員 槇尾 幸雄

賛成者 檀原市議会議員 小川 和俊

檀原市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例

檀原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年檀原市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 廃止前の檀原市議会政務活動費の交付に関する条例第5条及び第6条の規定は、施行日以前に交付された政務活動費については、なおその効力を有する。

理由 議員活動は多岐にわたるものであり、政務活動費の交付により活動に制限がおよぶことがないよう社会情勢等を勘案し、檀原市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止するもの